

会社倒産時の失業保険 要点チェックリスト

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

会社倒産による失業保険の受給資格

会社倒産による失業保険の受給資格

- 会社が倒産した場合、従業員の離職は「会社都合退職」として扱われ、自己都合退職よりも有利な条件で失業保険を受給できる可能性があります。
- 受給資格を得るためには、**離職日以前1年間に雇用保険の被保険者期間が通算して6ヶ月以上必要**です。これは、自己都合退職の場合に必要な「離職日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月以上」という条件よりも短く設定されています。
- また、ハローワークで求職の申し込みを行っていること、働く意思と能力があるにもかかわらず失業状態にあることなどが要件となります。
- 雇用保険に加入していれば、**正社員だけでなく、アルバイトやパート、外国人労働者も対象となります**。ただし、経営者や役員は原則として失業保険の対象外です。
- 入社して6ヶ月未満で会社が倒産した場合でも、以前勤務していた会社での雇用保険加入期間を通算し、被保険者期間が合計6ヶ月以上になれば失業保険の受給資格を得ることができます。
- 週の所定労働時間が20時間未満で雇用保険に未加入の場合は、会社倒産にかかわらず失業保険の対象外です。しかし、実際に週20時間以上勤務していた場合は、ハローワークでその証明を行うことで、遡って雇用保険に加入し失業保険を受給できる可能性があります。

申請手続きの流れと必要書類

申請手続きの流れ

会社倒産による失業保険の申請は、原則としてご自身の居住地を管轄するハローワークで行います。

主な手続きの流れは以下の通りです。

1. ハローワークで求職申し込み
2. 雇用保険受給者初回説明会への参加
3. 7日間の待期期間
4. 失業認定の手続き
5. 失業保険の受給開始

必要書類

求職の申し込みに必要な主な書類は以下の通りです。

- 雇用保険被保険者離職票（1と2の両方）
- マイナンバーカード（または個人番号が確認できる書類）
- 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）
- 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 印鑑（認印可）

会社が倒産し離職票が発行されない場合、給与明細（過去6ヶ月分以上が望ましい）、雇用契約書、タイムカードなど勤務実績を証明できる書類を持参してハローワークに相談してください。これらの書類を基にハローワークが職権で離職票を発行することがあります。

雇用保険受給者初回説明会への参加は必須であり、ここで失業保険制度の概要や手続きの説明、失業認定申告書や初回の失業認定日の通知などが行われます。

倒産による離職の待期期間と 給付制限の有無

倒産による離職の待期期間と給付制限の有無

会社倒産による会社都合退職の場合、**失業保険の申請後7日間の待期期間**があります。自己都合退職の場合には7日間の待期期間に加え、通常2ヶ月から3ヶ月の給付制限期間がありますが、会社倒産による会社都合退職の場合、この給付制限はありません。

会社都合退職には給付制限がないため、突然職を失った状況でも比較的早期に失業保険の給付を受けることが可能で、生活の安定を図る上で重要なポイントです。

給付日数と 給付額の計算方法

給付日数と給付額の計算方法

会社倒産による失業保険の給付日数（所定給付日数）は、離職時の年齢と雇用保険の被保険者期間により、**90日から330日の範囲で決定**されます。会社都合退職の場合、自己都合退職よりも給付日数が優遇される傾向があります。

1日あたりの受給額（基本手当日額）は、離職前6ヶ月間の賃金（賞与を除く）の総額を180で割った金額（賃金日額）に、年齢や賃金日額に応じた給付率（45～80%）を掛けて計算されます。ただし、年齢ごとに基本手当日額の上限額が定められています。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。